

## 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について(案)

令和 年 月 日

協議会名:	春日井市地域公共交通会議
評価対象事業名:	地域公共交通調査事業(計画策定事業)
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>本市の公共交通の概況について、鉄道については、4路線整備され、高頻度に運行しており、多くの市民が名古屋方面等へ通勤通学で移動している。路線バスについては、名鉄路線バスが、JR鉄道駅を起点に運行しており、あおい交通や名古屋市営バスも一部鉄道駅に市外から発着している。タクシーについては、タクシー会社5社が営業している。また、かすがいシティバスについては、高齢者の屋間帯での公共施設利用と日常生活の利便性を確保することを目的に、平成14年から運行し、令和元年10月からは現在のダイヤで4路線を運行しており、利用者は毎年増加している。</p> <p>しかしながら、かすがいシティバスの循環型路線の運行は、「1循環あたりの時間が長くなるため移動に長時間を有する」など利用者からの意見や、「渋滞などでダイヤが遅れたとき、運転士の休憩時間が確保できない」といった事業者からの指摘を受けている。また、高齢化の進行、運転免許証返納といった社会ニーズの変化や多様化、新たな公共施設の整備もあり、かすがいシティバス路線の再編成や地域の特性に合った新たな交通の導入なども視野にいた、市内の公共交通のあり方や、交通事業者などの役割を整理する必要がある。</p> <p>また、本市においては、今後本格的な人口の減少局面に入るとみられ、さらには高齢者人口が大きく増加することが予想されていることから、公共交通体系を考える上では、将来的な人口推計や居住誘導、公共施設の適正配置計画などを踏まえたまちづくりと連動した交通計画の策定が必要となる。本市では平成29年度に策定した、第六次総合計画と立地適正化計画、令和元年度に策定予定の都市計画マスタープランとあわせて地域公共交通網形成計画を策定し、まちづくりと連動した持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通網形成計画の策定が必要である。</p>